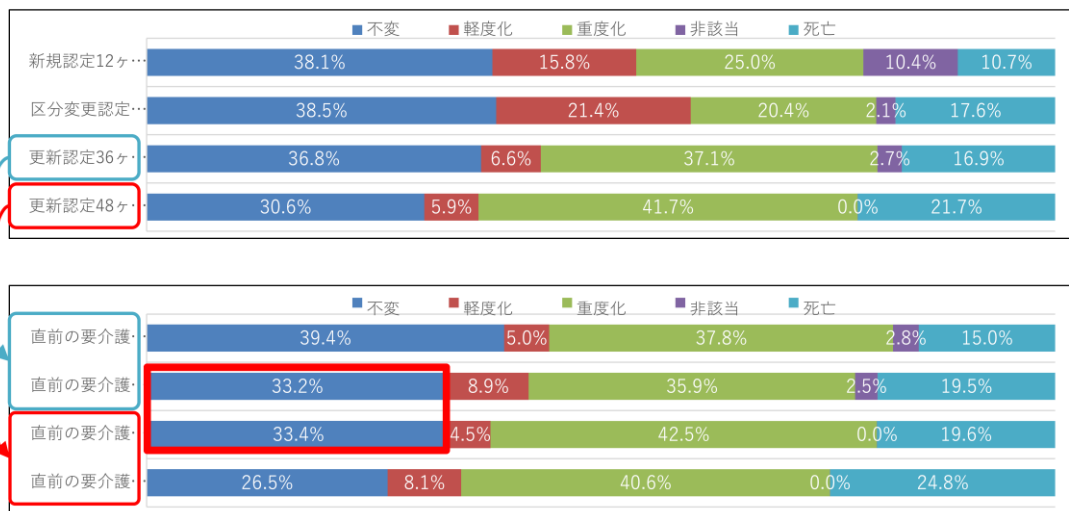


認定後の要介護度の推移が示唆する 今後の介護に求められる資質と必要な制度

認定後の要介護度の推移（平成27年4月認定）

- 平成27年4月に認定され、その後、48ヶ月時点まで要介護認定情報が確認できる者の、6ヶ月から48ヶ月時点の要介護度の「不変」等の割合を集計。
- 更新認定を受けた者のうち、**直前の要介護度と同じ要介護度の者と、直前の要介護度と異なる（重度又は軽度になった）者**を比較すると、**同じ要介護度の者の48ヶ月後と、異なる要介護度の者の36ヶ月後の割合が同程度**である。



※ 出典：介護保険総合データベース（令和元年10月集計）。転居等により、その後の要介護度が把握できない件数は含まない。36ヶ月時点で要介護度が確認でき、途中の期間で認定データがない場合も「非該当」に含む。なお、「死亡」は、保険者が把握している限りのデータである。

80

出典：厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（第90回）参考資料1-4
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000598363.pdf>)

介護保険制度で介護保険サービスを利用しようとするときには必ず要介護認定を受ける必要がある。要介護認定は申請に基づき認定調査員が調査を行い、調査結果を分析、主治医の意見書を加え5名以上の専門家で構成する認定審査会で審議し保険者が要介護度を決定する仕組みである。要介護度は調査結果を分析することで得られた基準時間と、あてはまりの良いモデルとなる状態像に近いこと、主治医の意見書の内容を参考に要介護度を判断することになる。基準時間は1分間タイムスタディーによって導かれたものであり、介護施設で実際に行っている介護を1分毎に計測し、被介護者の状態との関連を調査したものである。しかし要介護認定には認定にかかる手間や認定自体の妥当性に課題があるとする意見も多い。以上の背景から認定期間は延長される方向であり、今回の改定においても議論されている。

上記図は2020(令和2年)2月21日に開催された第90回社会保障審議会介護保険部会で示された認定後の要介護度の推移である。本資料は2013年に運用を開始した介護保険総合データベースから集計されたものである。上段の帯グラフでは認定時期(初回なのか、更新なのか)による要介護度の変化を示して

いる。下段の帯グラフは更新認定 36 か月後の時と 48 か月後の時の、直前の要介護度が変化した人、しない人で比較したものである。これを見ると 36 か月経過した人で介護度に直前に介護度の変化あった場合の 36 か月経過時点での要介護度が不変な割合と、48 か月経過した人の直前に要介護度が変化しなかった人の 48 か月後の要介護度が不変であることが同程度であることを示している。解釈が難しい表現で考察しにくいですが、本資料は要介護認定期間を延長するための資料となることは推察できる。

高齢期の心身の機能が低下しやすいことは既知のことであるが、要介護高齢者の場合は経験的に、日ごとの状態の波やとらえにくい機能の低下が観察されることがある。認定調査を行うことはこのような変化をとらえる機会にもなっている。今後認定期間が延長された場合には第三者機関による要介護者の状態確認の機会が減ることになる。

質の高い介護サービスを提供するためには要介護者の生活の現状と生活機能を的確に把握する必要がある。生活機能とは WHO(世界保健機関)が作成した国際生活機能分類(ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health) のことである。その日その日の生活の現状を観察しているのが介護職員であり介護職員の日ごとの生活の現状を把握する能力を高めることが質の高いサービスを提供する基礎となるであろう。

これに加え、多職種による生活機能(ICF)の確認を行うことが、介護職員の生活状態の把握能力を補完するものとなり、要介護者のニーズに沿ったサービスが提供できるようになる。そのためには多職種で連携しやすい制度設計が必要となる。利益を超えた事業所連携は必要だが、 unnecessary コスト増を抑えるためにも事業所単位で多職種連携が進みやすいように看護やリハスタッフを雇いやすい環境を整える加算等にさらなる配慮が必要なのではないか。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。